



障 障 発 0 3 1 6 第 2 号

平成 2 3 年 3 月 1 6 日

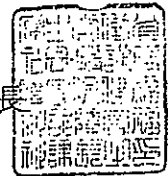
各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長



重症心身障害児（者）通園事業における「東北地方太平洋沖地震」の
障害児（者）被災者に対する支援について

東北地方太平洋沖地震によって被災した重症心身障害児（者）通園事業の利用者への対応については、実施機関において被災の状況等を勘案し、利用料等の減免の措置を講じて差し支えないものとし、当該減免に要する費用については、国庫補助の対象とすることとしたのでよろしくお取り計らい願いたい。

なお、この減免措置を講ずることができる期間については、3月限りとし、4月以降の取扱いについては別途通知することとする。